

宅地建物取引業者に対する行政処分について

令和8年3月5日

東京都住宅政策本部民間住宅部不動産課

被 処 分 者	商 号	株式会社暁建設
	代 表 者	白石 利夫 (しらいし としお)
	主たる事務所	東京都葛飾区立石六丁目34番18号101号室
	免許年月日	令和4年5月27日
	免許証番号	東京都知事(9)第53975号 (当初免許年月日 昭和63年5月27日)
聴 聞 年 月 日	令和8年1月19日	
処 分 内 容	宅地建物取引業務の全部停止15日間	
業 務 停 止 期 間	令和8年3月19日から4月2日まで	
適 用 法 条 項	宅地建物取引業法第35条第1項第1号(重要事項説明書記載事項の記載不備) 同法第65条第2項第2号(業務の停止)	
事 実 関 係	<p>被処分者には、下記のとおり、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)違反があった。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>被処分者は、令和5年4月に東京都葛飾区所在の建物(以下「本物件」という。)の賃貸借契約において、媒介業務を行った。</p> <p>この業務において、法第35条に定める書面(重要事項説明書)に、本物件に存する登記された権利の種類、内容及び登記名義人について、記載しなかった。</p> <p>このことは、法第35条第1項第1号に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。</p>	